

○多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会設置要綱

令和4年12月7日多摩市告示第551号

改正

令和5年7月31日多摩市告示第430号

多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たす歯科口腔(くう)保健(歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。)を推進する条例(以下「条例」という。)の制定に当たり、市民等の意見を反映するため、多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その内容について多摩市長(以下「市長」という。)に提言する。

- (1) 条例の素案に関すること。
- (2) 条例に規定する事項及び内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の制定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 医療関係者、教育・保育関係者又は社会福祉団体関係者 7人以内
- (3) 歯科口腔保健に関係する行政機関の職員 一人以内
- (4) 公募による市民 二人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年12月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

附 則（令和5年7月31日多摩市告示第430号）

この要綱は、公示の日から施行する。